

三重短期大学

目 次

I	認証評価結果	2-(2)-3
II	基準ごとの評価	2-(2)-4
	基準1 短期大学の目的	2-(2)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(2)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(2)-8
	基準4 学生の受入	2-(2)-11
	基準5 教育内容及び方法	2-(2)-14
	基準6 教育の成果	2-(2)-20
	基準7 学生支援等	2-(2)-22
	基準8 施設・設備	2-(2)-26
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(2)-29
	基準10 財務	2-(2)-32
	基準11 管理運営	2-(2)-34
<参 考>		2-(2)-39
i	現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-41
ii	目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-42
iii	自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-44
iv	自己評価書等	2-(2)-49
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(2)-50

I 認証評価結果

三重短期大学は、短期大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 2年次における最低履修単位の制限を設定することで、2学年4セメスターを通じて体系的な履修を実現している。
- 平成22年度現在、法経科第2部の年間授業料は15万円であり、学生への経済的負担が低く抑えられている。
- 高い割合の学生が授業料減免措置を受けており、経済的に厳しい環境にある学生の修学を支援できている。
- 自己評価を適切に実施し、当該短期大学として更なる改善に向けて必要な事項を的確に把握している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 短期大学士課程の一つの学科（法経科第2部）においては、入学定員充足率が低い。
- 施設・設備の改修及び更新が進んでいない。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 短期大学の目的（学科又は専攻課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該短期大学の目的は、学則第 1 条において、「教育基本法にのっとり、広く教養を与えとともに、深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与する」と定められ、短期大学一般に求められる目的に沿って設定され、明示されている。

また、ウェブサイト「三重短期大学の理念」として「知の創造と継承を理念として、真理の探究とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携し、協働することを通じて、地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与する」と明示され、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとする人材像が明確に示されている。

さらに、「三重短期大学の理念」に基づいて、法経科第 1 部、法経科第 2 部、生活科学科食物栄養学専攻、生活科学科生活科学専攻生活福祉・心理コース、居住環境コースごとに、「三重短期大学の教育目標」が定められている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

短期大学の目的は学則に定められており、また、規程集及び学生便覧にも記載されている。規程集及び学生便覧は全教職員に配付されており、また、学生便覧は入学時に新入生全員に配付し周知されている。さらに「三重短期大学の理念」と「三重短期大学の教育目標」については、短期大学のウェブサイトで公表されており、その概要はキャンパスガイドにも記載されている。なお、キャンパスガイドは短期大学ウェブサイト上で公表されるとともに、受験希望者や学生の出身高等学校をはじめとする関連高等学校や、就職関連企業等の関係諸機関に配布され、短期大学の目的等の説明に活用されている。

これらのことから、目的が短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

広い教養と深い学術技能の教授により有為の人材を育成し文化の進展に寄与するという当該短期大学の目的（学則第1条）や、総合的かつ専門的な知識と高い公共性や倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に参画する市民を育成するという「三重短期大学の理念」に基づいて、法経科第1部・第2部と生活科学科食物栄養学専攻・生活科学専攻の2学科・4専攻部門を設置している。

法経科第1部・第2部は、社会科学の基礎を徹底して学び、現代社会の総合的把握を目的とし、法経科第1部では、社会科学の二つの柱である「法律・政策系」及び「経済・商学系」の各分野に対応させて、法律コースと経商コースの二つのコースを設置しており、法経科第2部では、夜間高等教育の場として社会科学を中心に幅広く学ぶことを目的としており、コース制は採用せずに様々な分野に属する科目を学べるようにし、「三重短期大学の理念」に基づいた教育研究の目的を具現化している。

生活科学科は、現代社会における生活を総合的に理解することを目指し、新しい時代にふさわしい知性に富んだ教養豊かな社会の指導者を育成するという目的で、食物栄養学専攻では、地域の食育の拠点作りを担う人材養成を目指し、また、生活科学専攻は、近年の社会的ニーズにこたえるために、地域ケアの担い手を育てる生活福祉・心理コースと、住環境を総合的に把握して地域の居住環境醸成の担い手を育てる居住環境コースの二つのコースを設置し、「三重短期大学の理念」に基づいた教育研究の目的を具現化している。

これらのことから、学科の構成が短期大学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

当該短期大学の教養教育科目は、基礎科目の語学基礎及び共通科目として開設されている。これらの科目群は、教養教育委員会規程第1条で定められた「教養教育に関する自己点検評価及び改善をはじめとする教養教育の運営にあたる」ことを目的として教授会の下に置かれた教養教育委員会が管理運営している。同委員会は、関連科目担当の専任教員6人と事務局教務学生担当副主幹の合計7人で構成され、授業の場と教務の場の密接な連携に基づき、教養教育における教育目標・計画の設定、教養教育におけるカリキュラム構成や教員配置の検討（多数の非常勤教員の連絡調整）、教養教育における教育評価の実施、教養教育におけるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の実施等を行っている。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-④ 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

「三重短期大学の理念」の中の「地域貢献の理念」を実現するため、地域連携センターを設立して地域連携事業を組織的に行い、また、地域問題研究所を設置し、地域問題の学術的研究機関として機能させている。

地域問題研究所では、年3～4回の『地研通信』及び年1回の『地研年報』を発行し、それらはウェブサイト上で公開し、広く地域の人々が活用できるようになっている。また、地域問題研究交流集会（毎年開催）や一般市民向けの「地研セミナー」（平成21年度より年間数回）を開催し、積極的に地域社会に還元している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会を、原則として毎月第3木曜日に定例的に開催し、このほか、緊急の議題が発生した場合には臨時教授会を開催し、学科課程、教育研究、試験並びに授業、学籍の異動、学生の補導並びに賞罰、教員の人事に関する事項等を審議している。

審議事項は、教授会規程第7条の規定に則って、出席会員の過半数によって議決されている（可否同数時は議長が決し、人事に関する決議は出席会員の3分の2以上で決する）。平成20年度の教授会の審議事項は、「各学科、専攻の教育目標等について」（第1回）、「卒業判定について」（第7回）、「平成21年度時間割について」（第13回）等であり、教育活動に関する内容を中心に審議している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等の検討は、基本的には学科単位で行われているが、両学科の方針の協議・調整、日常的な教務事項や学生生活にかかわる諸問題を協議する組織として学務委員会が設けられ、毎月第2木曜日に定例会議を開催している。委員会は、学生部長（委員長）、両学科から選出された委員、及び学生部職員で構成されている。

専門科目のカリキュラムについては両学科及び各専攻が、全学で同一科目が開設されている教養科目については教養教育委員会が、そして教職課程については教職委員会がそれぞれ一次的な検討を行った上で、学務委員会の審議に付され、その後、教授会の承認を得る仕組みとなっている。ただし、大幅にカリキュラムを改正する際には、臨時にカリキュラム検討委員会を立ち上げ、集中的に審議し、教授会に提案して、全学的な審議を経て決定している。

学務委員会の所管事項には、学生生活における学生の福利厚生・自治活動・生活補導に関する事項も含まれ、教育課程を専門として審議する教務委員会の役割に特化しているわけではないが、教育課程の運営

に必要な事項はもれなく審議されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教育公務員特例法に則り、学則第39～44条において、「学長は、学務一般をつかさどり、所属職員を統督する」「教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績に基づき、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」等、学長、教授、准教授、講師、助教、助手からなる教員組織編制と各職位の職掌について明確に定められている。

また、2つの学科には学科長が置かれ、三重短期大学の組織に関する規則第12条において、その職務を定めている。また、学科ごとには、法経科第1部の法律コース及び経商コースにコース主任を、生活科学科の食物栄養学専攻及び生活科学専攻に専攻主任を配置している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

短期大学士課程における教員数は、次のとおりであり、短期大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 法経科第1部：専任6人（うち教授3人）
- ・ 法経科第2部：専任8人（うち教授3人）
- ・ 生活科学科食物栄養学専攻：専任6人（うち教授3人）
- ・ 生活科学科生活科学専攻：専任9人（うち教授3人）
- ・ 非常勤（短期大学全体）111人

主要な授業科目には専任の教授、准教授を配置して、教育目標の実現を図っている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

採用人事はすべて公募制で行っている。

また、教員在外研修規程では、専任教員が職責を果たすために研究と修養が必要な場合に在外研修の機会を与えることを定めており、ほぼ毎年1人の専任教員が在外研修に派遣されている。

教員の性別は、生活科学科では男性が9人、女性が7人でほぼ同数となっており、法経科は男性教員数の割合が高くなっているが、全国の平均と比較すると、必ずしも高くない。全学でみた構成年齢別には、30代、40代、50代の教員数がほぼ同数であり、バランスのとれた構成となっている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任は、教員選考基準及び教員選考基準運用規程に、職位ごとの研究歴、研究業績、教育歴及び教育業績等の基準が定められ、この規程等に基づいて行われている。

具体的には、教員採用は、すべて公募制による採用人事を行っている。募集は、専任教員の新規採用に関する教授会申し合せ及び教員の任用に関する手順についてに従い、教授会の審議を経て募集要項が決定されている。その後、配属学科による第一次選考（書類審査）、第二次選考（面接）を行い、選考結果を教授会で審議することで採用予定者を決定し、さらに採用予定者の職位は教員資格審査委員会が決定している。

昇任人事は、昇任を申請する教員が、昇任申請書及び定められた審査書類を学長に提出し、学長はその適否を教員資格審査委員会に諮問している。教員資格審査委員会では、教員選考基準及び教員選考基準運用規程に照らして厳正な審査を行い、学長にその適格性を答申し、学長がこの答申に基づいて昇任人事を教授会に提案している。教授会では昇任人事に関する教授会の申し合せに従って審議を行い、昇任を決定している。

教育上の指導能力の評価については、採用予定者に対しては、担当授業科目等の教育経験に加え、面接を実施することで学術的説明能力と質問に対する回答的確さ等を評価している。また、昇任候補者に対しては、「教育研究業績書」に記載された、担当授業科目とそのシラバス、指導した卒業研究の題目、教材の開発と作成、教育方法の工夫や改善、FD活動等授業改善活動への参加経験、公開講座等正規課程以外の教育活動、学生支援等の業績について評価し、昇任の基準としている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

学生による授業評価アンケートを毎学期行っている。アンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、各教員はその結果を基に授業改善に努めている。

昇任人事においては、担当科目のシラバスや指導した卒業研究題目、学生による授業評価アンケートに基づく教育方法の工夫・改善について記述した「教育研究業績書」の提出を求め、審査の一つの観点として重要視している。また、その結果を人事等にも反映させている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して一定程度の取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

法経科、生活科学科の2学科に対応して、法律・政策、経済・経営、食物・栄養、生活福祉・心理、居住環境等多様な科目が開講されており、これらは関連分野を専門とする教員が担当している。

各教員は、「男女別コース制のもとでの賃金格差の違法性」(『法律時報』81巻4号(2009年))、「労働力多様化の進展と作業組織実態の二面性」(『「新・日本的経営」のその後』晃洋書房(2007年)所収)、「PA SK(proline-alanine-rich Ste20-related kinase) binds to tubulin and microtubules and is involved in microtubule stabilization,」(『Archives of Biochemistry and Biophysics』477(2008年))、「地域医療の崩壊と再生へ向けて」(『地域医療と自治体病院』自治体研究社(2008年)所収)、「農業・農村から見た地方都市の都市形成史―津市を事例に―」(『地研年報』第14号(2009年))、「山本周五郎のテキスト―「柳橋物語」を中心に―」(『三重法経』第128号(2006年))等、学内及び学外における学会において研究発表を行っているほか、紀要あるいは学内外の刊行物に教育内容と関連する研究成果を掲載している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 短期大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

職員定数については津市職員定数条例第2条において定められており、平成22年4月1日現在、13人の常勤職員で業務を遂行している。具体的には、津市規則第213号第2条に基づく事務分掌規則に則り、教育課程を遂行する常勤職員として、13人のうち、学生部に5人、附属図書館に2人の計7人が配置されている。それに加えて、それぞれの所掌事務を補うために、非常勤嘱託職員を、法経科に1人、生活科学科に2人、附属図書館に2人、情報処理実習室に1人及び地域問題研究所に1人配置している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

従来定められていた当該短期大学の目的を、平成20年3月に「三重短期大学の理念」及び「三重短期大学の教育目標」として新たに制定している。また、同時に各学科・専攻では、それぞれの教育目標に即して、求める学生像と入学者選抜方針を「アドミッション・ポリシー」として明確化している。また、入学者選抜において重視する能力等についても、各学科・専攻の入試種別ごとに示されている。

例えば、法経科第2部では、教育目標として、「社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成」「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いの支援「社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成」を掲げ、アドミッション・ポリシーとして、「社会科学について基礎的な素養を身につけ、生かしていくことを希望する学生」「地域や社会問題に広く関心をもち、市民として積極的に関与したいと願う学生」「学び続けることを生き甲斐とし、自らの人生設計に組み入れたいと願う学生」を求めている。

アドミッション・ポリシーについては、オープンキャンパスや受験相談会等を通じて受験生に周知されているほか、ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

入試方法は「推薦入試」「一般入試」「センター試験利用入試」「社会人特別選抜入試」の4種類を採用しており、それぞれで、各学科・専攻の教育目標に沿ったアドミッション・ポリシーに基づいて、入学者選抜を行っている。

「推薦入試」では、法経科第1部は、高等学校による推薦を前提とし、「面接カルテ」を利用した面接や小論文試験を通して、社会科学の基本を学ぶ学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行っている。法経科第2部では「学習計画書」を提出してもらい、関心のある社会問題や入学後に学習したい分野について述べてもらうことにより、学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行っている。生活科学科では書類審査、アドミッション・ポリシーに沿った内容の小論文及び面接を実施している。

「一般入試」では、法経科第1部は、英語と国語の学力試験を実施して基礎学力と論理的思考を重視した選抜を行い、法経科第2部は、小論文試験と面接により基礎的な読解力、論理的思考力、自己表現力を

重視した選抜を行っている。生活科学科は、英語と国語の学力試験を行い、基礎学力や論理的思考力を重視した選抜を行っている。

「センター試験利用入試」では、法経科第1部は、国語・地歴・公民・数学・理科・外国語から2教科2科目、法経科第2部は、国語・地歴・公民・数学・理科・外国語の中から1科目、生活科学科食物栄養学専攻では、国語、数学と理科から1科目、外国語の合計3科目を選択することを課し、生活科学専攻では国語・地歴・公民・数学・理科・外国語の中から2教科2科目を選択する選択科目制を実施し、特定の教科・分野において優れた能力を発揮しているか否かを重視した選抜を行っている。

「社会人特別選抜入試」は、法経科第2部で行っており、書類審査と面接により、学習意欲と自己表現能力を重視した選抜を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

外国人留学生規程を定めて、入学資格を「本科生に準じるもの」としている。しかし、過去5年間の留学生の受験は合計2人にとどまり、入学者数は0人であるので、平成23年度入試は留学生の受入を停止する予定となっている。

社会人特別選抜入試は法経科第2部において実施している。出願資格は「大学入学資格を有し、前年度3月31日までに22歳に達する者」としている。従来、法経科第2部には社会人学生が多く、アドミッション・ポリシーにおいても、「学び続けることを生き甲斐とし、自らの人生設計に組み入れたいと願う学生」を明記して、社会人学生を意識した学生募集を行っている。選抜は、書類審査と面接により行っている。平成22年度の社会人特別選抜入試の実施状況は、志願者・受験者24人、合格者20人、入学者18人であり、一定程度の入学者が確保されている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、入学試験管理委員会規程及び同細則に基づき、入学試験管理委員会が中心となって企画、募集要項・入学試験実施計画の作成、入学試験合格者の選考原案の作成等を行っている。

試験問題の作成は、入学試験管理委員会で選出され、教授会により承認された問題作成委員が担当している。問題は入試科目ごとに検討・作成された後、問題検討会（問題作成委員、入試委員、学生部長、図書館長で構成）でチェックを行っている。また、印刷等の作業は複数人で行い、問題文や原典は厳重に保管し、試験問題の漏洩を防止している。

推薦入学者選抜試験、一般入学試験、社会人特別選抜試験の実施に当たっては、学長を本部長とする入学試験運営本部を設置し、実施計画に従って全学教職員が各業務に従事している。

合否判定については、いずれの選抜方法においても、入学試験管理委員会が採点結果に基づいて合格者判定資料を作成し、それに基づく各学科の議論を経て作成される合否判定原案を教授会において審議・決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学試験管理委員会等において、入試種別ごとに入学者の学修状況、卒業状況等について議論を行っている。その結果、例えば法経科第1部の推薦入試における小論文試験の問題の見直しを行っている。このように、入学試験問題の検討は行われているが、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組は不十分である。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組は不十分ながら、一定程度、入学者選抜の改善が行われているものと判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該短期大学における平成18～22年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔短期大学士課程〕

- ・ 法経科第1部：1.07倍
- ・ 法経科第2部：0.65倍
- ・ 生活科学科食物栄養学専攻：1.04倍
- ・ 生活科学科生活科学専攻：1.05倍

法経科第2部（短期大学士課程）については入学定員充足率が低い。一般的な傾向として夜間の短期大学への進学者は減少傾向にあるが、社会人を対象とした受験相談会を開催したり、在学生の声をリーフレットで紹介するなどのきめ細かい努力により、平成18年度0.58倍から平成22年度0.79倍と増加傾向にあり、入学定員の充足率は改善されつつある。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は短期大学士課程の一つの学科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 短期大学士課程の一つの学科（法経科第2部）においては、入学定員充足率が低い。
- 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が不十分である。

基準5 教育内容及び方法

(短期大学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<短期大学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程は、基礎科目、共通科目、専修科目の科目群で構成され、これは各学科・専攻で共通している。基礎科目、共通科目、専修科目の必要単位数はバランスがとれており、体系的な科目配置を実現している。

基礎科目では語学基礎と専修基礎が配置されている。語学基礎は、基礎的な語学能力とコミュニケーション能力を向上させ、異文化に対する理解を深めることを目指しており、英語、独語、仏語のほかに、アジア系言語として中国語が開設されている。専修基礎は、法経科では「法学入門」「経済入門」、生活科学科では「生活科学概論」といった、各学科・専攻の入門講義に当たる科目が配置されている。

共通科目は共通A、共通B、共通Cに分けられ、共通Aは運動実践としての「体育実技」、コンピュータ技術の獲得を目指す「情報処理実習」をはじめ、環境、情報、生命科学等の自然科学系分野の科目、共通Bでは教育、人権、ジェンダー、歴史、地理、文学等人文・社会科学分野の科目、並びに独・仏・英・中の外国語科目、共通Cは、三重地域の歴史を学ぶ「地域史」、津市職員によるリレー式講義で、自治体行政の現状について学ぶ「自治体行政特論」等、地域を意識した科目で構成されている。

これら基礎科目の語学基礎と共通科目は、各学科・専攻共通であり、短期大学としての統一性を保ちながら、広い教養を持つ有為の人材を育成することを目指しつつ、市立短期大学にふさわしい地域を意識したカリキュラム構成になっている。

専修科目は各学科で以下のように設定されている。

法経科第1部では、法経共通、専修第1（法律・政策）分野及び専修第2（経済・経営）分野の科目群に分け、法律コースの学生は最低必要単位として専修第1（法律・政策）分野から34単位と専修第2（経済・経営）分野から8単位、経商コースの学生は専修第2（経済・経営）分野から34単位と専修第1（法律・政策）分野から8単位を履修することとしている。法経共通は「統計学」「社会科学のための近現代史」「社会思想史」「社会調査論」を専門科目学習のツールの科目と位置付け、この4科目のうち2科目4単位

以上の履修を義務付けている。また、1年次においては法律・政策、経済・経営にかかわる基礎的専修科目を、2年次では発展的専修科目と演習を履修できるように配置されている。さらに、4単位科目については週2回開講し、どの科目も原則としてセメスター単位で履修できるようにしている。

法経科第2部の専修科目は、法律分野、経商分野、行政分野に分けているが、第1部のようなコースを設定せず、3つの分野全般の基礎的知識を習得できるよう、各分野から最低8単位を修得することを卒業要件としている。

また、法経科第1部、第2部ともに、2年次での演習を卒業必修とし、各自の問題意識や関心に沿った学習を深めている。

生活科学科食物栄養学専攻では、生活基礎及び栄養士免許にかかわる科目として栄養士法施行規則に基づいて、社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営の6分野から編成されている。

生活科学専攻においては、生活基礎、専修第1分野（生活福祉・心理コース）、専修第2分野（居住環境コース）の3分類からなり、生活基礎では「被服学」「調理学」「住生活論」「日本国憲法」「生活経営」等の生活の根源にかかわる科目が配置されている。第1分野生活福祉・心理コースでは、「社会福祉論」「地域福祉論」等福祉の基幹的な科目や「カウンセリング論」「人間関係論」等、直接的に福祉と関係する科目のほか、心理学を主に学習する学生に向けて「心理学概論」「心理学研究法」等の心理学の基幹的な科目を配置している。第2分野居住環境コースは二級建築士受験のために必要な指定科目のほか、福祉分野との連携を意識した「居住福祉論」「住生活設計」、環境共生について学ぶ「環境政策論」「環境倫理学」等が開講されている。

両学科を通じて、専修科目は、それぞれの専攻部門・コースの教育目的に沿った体系性を保ちつつ、質、量とも充実した科目を配置しており、より深く広く学習することが可能になっている。また、専門性を担保しつつも、他専攻・コースの科目群を一定数取得することを義務付けることで、学科としての教育目的の実現を可能にしている。

さらに、2年次に、法経科第1部では30単位以上、生活科学科では20単位以上の単位修得を義務付け、卒業要件としていることは、通例のCAP制度とは逆の制度設定で、特徴のある取組である。このような制度設定にしたのは、1年次で卒業必要単位の60～80%を修得する学生が多く、2年次の発展的、専門的な科目群が履修されない傾向がでてきたので、これらの科目群の履修を促すためである。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

民間企業へ就職する者、4年制大学への編入を目指す者、公務員を希望する者、あるいは栄養士を経て管理栄養士に挑戦する者等、入学の動機や学習のニーズは多様である。こうした多様なニーズを持つ学生に対応するため、機会あるごとにカリキュラムを見直している。

平成9年度に法経科第1部と生活科学科生活科学専攻のコース制を改編し、カリキュラムも大きく変更した。平成19年度にはコースの見直しを行うとともに、履修状況や学生のニーズを調査した上で、希望が多かった「中国語」を追加することも含め、教養科目を全学的に統一する改編を実現している。

学生の資格取得希望も高まっていることを受けて、平成21年度に、生活科学科では社会福祉士国家試験受験資格や二級建築士受験資格等を卒業資格にできるカリキュラムへと改革を行っている。法経科につい

ては、商学系科目を改編して経営学系科目を充実させるなど、現代的課題にこたえるカリキュラムを導入している。

共通C科目では地域関連科目「地域史」「自治体行政特論」を開講し、特に「自治体行政特論」は、設置者である津市本庁との連携により、市長・副市長の講義に始まり、行政各分野の担当者がリレー式に講義を担当し、市の主要な施設見学等を踏まえ、現在、地域で何が問題となっているのかを実感的に考えさせるという特色を持った科目となっている。公立短期大学という地域に根ざした教育機関としての特性を表す科目を開設することで地域社会からの要請にもこたえているといえる。

そのほか、学生の学習ニーズにこたえるための制度として、「相互乗り入れ制度」と「入学前の既修得単位の認定」を実施している。「相互乗り入れ制度」は、学生の履修の便を図るため、一定の範囲内で、法経科第1部及び生活科学科と法経科第2部の間で同一科目の受講を認める制度であり、夜間開講科目と昼間開講科目の相互乗り入れの拡充に努めるなど、学生のニーズに対応する制度的配慮が行われているといえる。また、「入学前の既修得単位の認定」制度では、入学前に他大学等で修得した単位の認定を上限30単位まで認めており、過去5年間では毎年5人以上、1人平均13単位以上が認定されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各学期にオリエンテーションを開催して、履修申告についての説明と注意を行い、特に1年次前期のオリエンテーションでは、クラス担任による履修指導の時間を確保している。

食物栄養学専攻を除く法経科第1部・第2部並びに生活科学科生活科学専攻においては、オフィスアワーを設け、学生からの様々な学習相談に応じる体制を整えている。食物栄養学専攻は必修科目をクラス単位で履修することが大半であるため、授業の前後に随時相談に乗っている。

実習・実験系の科目では毎回レポートを課すなど、学生の理解度の確認と自発的学習を促す取組を行っている。また、全体の44%の講義で小テストやレポートを課している。さらに、ゼミを中心に学外の施設見学や、研修会参加等を実施し、平成21年度では延べ31回の学外演習等を実施し、単位の実質化への一助としている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該短期大学の開講科目における授業形態は、各科のカリキュラムに対応している。

各学科に共通して開講されている共通科目については、講義は62%、外国語等演習科目が30%で、外国語は30人程度をクラス編成の基準としている。実技・実習形式の科目としては、「体育実技」や「情報処理実習」がある。

法経科は、専門科目については第1部、第2部とも講義科目が97%と講義中心の授業形態であるが、「机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する」ために演習を配置している。なお、映像を用いて議論を喚起したり、パソコンを用いたり、対話・討論型授業の工夫も見られる。

一方、生活科学科食物栄養学専攻では講義科目の比率が78%で、残りは講義以外の実験、実習であり、実験・実習科目が多く配置されている。

生活科学科生活科学専攻では、講義科目が84%、そのほかが実習、実験と演習であり、実習、実験が若干多くなっている。生活福祉・心理コースではグループワークを取り入れた授業等、講義と演習を組み合わせたような工夫が試みられている。また、居住環境コースでは、講義の中で課題解決的な学習を取り入れられている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

法経科（第1部、第2部）、生活科学科（食物栄養学専攻、生活科学専攻）の学科ごとに履修要項を作成し、年度当初に全学生へ配付している。

履修要項の構成は、単位制についての説明、履修申告の方法、単位の認定、単位の取り方（卒業必要単位）、相互乗り入れ、免許の取得、各科目のシラバスが記載されている。シラバスは、1科目につき1頁の分量で、「講義のねらい」「授業計画」「教材・テキスト・参考文献等」「成績評価方法」「その他」の項目が記載されている。

平成21年3月に、全学生を対象にシラバスの活用について学生の実態調査を行ったところ、「始めから終わりまで丁寧に読んだ」という学生が多く、「履修上の注意や卒業要件については丁寧に読んだ」がそれに次いでいる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習を行う施設として、附属図書館、情報処理実習室が挙げられる。附属図書館は授業日の8時30分から21時まで開館し、司書職員が常駐して、資料、利用に関する質問に対応できる体制となっている。情報処理実習室は9時から21時まで開室し、授業での使用時間帯を除き利用が可能であり、担当職員も17時までには配置されて、質問へ対応する体制が整えられている。

法経科第2部においては、学力試験を経ずに入学する学生もいるが、基礎学力不足の学生に対しては、担当教員の判断で個別に課題を与え、添削をするなどきめ細かい指導を行っている。また、1年次においてはクラス担当教員が、2年次においては演習担当教員が学生の状況を把握して、科目担当教員との連絡をとるように努めている。オフィスアワーでは、各自の担当科目に限らずに質問を受け付けており、必要な場合には当該科目担当教員に連絡して、学生の疑問に対応する体制をとっている。

当該短期大学では少人数教育なので、授業中に学生一人一人の能力を見極めることが可能で、特に外国語では学生の希望に沿いつつ学力差を考慮した30人程度のクラス編成をしている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

法経科第2部においては、第1、2限が17時45分から19時15分、第3、4限が19時30分から21時に設定され、間に15分間の長めの休憩時間を取り、17時前後に終業時刻を迎えることの多い勤労学生

のキャンパス到達可能時間、夕食も含めた休憩時間の確保、遠隔地より公共交通機関で通学してくる学生の帰路の保障、という三つの条件を考慮して設定されている。

法経科第2部は卒業必要年次を2年間に設定しており、3年課程に比較すると、相当にタイトな時間割となっているため、夏季及び春季休業期間中に集中講義を設定し、単位修得の便を図っている。

また、専任教員のうち3分の1程度の者が17時以降の時間帯にオフィスアワーを設定し、学生への対応に当たっている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

試験について定めた学則第15条、試験規程及び受験心得において成績評価基準が定められており、それらが記載された学生便覧は学生全員に配付されているほか、定期試験前には、掲示を通じて学生に周知を図っている。

試験は筆記試験若しくはレポートが基本であるが、実験・実習等にあつては平素のレポートや受講態度によっても評価している。各科目の評価方法・配点基準についてはシラバスの成績評価の項目に明記されている。

履修要項や学生便覧を読んでいるかについて調査を行った（平成20年度）ところ、履修要項については「丁寧に読んだ」と回答した者が多かった。学生便覧については、「何らかの必要が生じたときに目を通す」という学生が多く、試験規程や受験心得を学生便覧から知るといふ学生はそれほど多くない。

原則的に欠席が出席すべき時間数の3分の1を超えた者には受験資格が与えられない一方で、受験資格を有する者で、傷病や就職試験等やむを得ない事情により定期試験を受験できなかった者については、それを証する書類を添えて申請することにより追試験が認められている。

成績評価は優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）によって表され、可以上が合格となり単位が認定される。また、不可の場合には担当教員の判断により再試験を行うが、再試験を実施しない場合には成績表に「再不」と表記される。これらについては、成績発表時に学生に対して成績表の見方を配付して周知を図っている。

試験における不正行為に対しては平成5年12月以降、不正行為判定委員会が設けられ、不正行為と認定された場合には、その内容に応じて懲戒処分を行うこととしている。これらの措置については学生便覧にも明示されているが、処分者は現在までのところ出ていない。

卒業要件については学則第10条で定められており、詳細な内容については履修要項並びに学生便覧に記載するとともに、各学期初めに行うオリエンテーション時に学生に周知されている。3月初旬に開催される教授会において、単位修得状況一覧を基に審議され、卒業認定が行われる。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するために異議申立ての手続き方法や期間等を定めた成績評価にかかわる異議申立てに関する規程が策定されており、学生に対しても学生便覧への掲載、掲示によって周知されている。「過去5年間の異議申し立て内容」にある、質問内容、回答から、学生からの質問に対し、教員は真摯に回答していることがうかがわれる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 2年次における最低履修単位の制限を設定することで、2学年4セメスターを通じて体系的な履修を実現している。
- 法経科第1部・生活科学科と法経科第2部の間で同一科目の受講を認める「相互乗り入れ制度」を実施して、学生のニーズに対応している。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育目標の達成状況を把握するための指標として、量的な面では、就職内定率、編入学試験合格実績、栄養士免許取得率等が、質的な面では卒業論文・卒業制作や卒業生満足度調査等による学生の自己評価データ、平成20年度より実施している企業アンケート等のデータが把握されており、キャリア支援委員会、学務委員会、評価委員会、FD委員会等が分析を行っており、その報告を受けて、学科・専攻会議、教授会において検討が行われている。

それらの場を通じて、問題点の指摘や対応策の提起が行われ、カリキュラム改訂や進路指導方針の作成等へ反映されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

過去5年間の標準修業年限内卒業率についてみると、全学では平成18年度を除き、おおむね85～90%、専攻別では、平成18年度を除けば、法経科第1部・生活科学科については90%以上であるが、法経科第2部については65～70%前後で推移している。

また、学生の卒業状況からみて、法経科第2部を除けば休退学・留年者数は1割以下と少なく、また、栄養士免許・教員免許・社会福祉士基礎資格等の資格取得の状況、卒業論文・卒業制作の状況、産学連携論文コンクールの実績等からみても、教育成果は上がっているといえる。

しかしながら、法経科第2部については、中退者、留年者は4分の1に達し、他学科・専攻に比べて、相対的に多い。勤務都合・経済的理由による退学が中心とはいえ、留年生の多さや留年後退学に至るケースが少なくないことからして、自主的学習環境の整備や基礎的学力不足の学生へのサポート等、法経科第2部学生に対する教育面での配慮を充実させていく必要がある。

これらのことから、法経科第2部について中退者が多い等の問題が残るものの、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成18年度から学生による授業評価アンケートを実施している。学生による授業評価アンケートの結果からみて、満足度はいずれの年度、学科・専攻においても、6を最高値とした評価で4.5を上回ってい

る。

卒業時に実施する「卒業生に対する満足度調査」では、6を最大値とする総合評価は全体で4.7から5.1と高くなっている。また、学生の声欄でも、「授業自体は大変ですが、先生との距離も近くなるし、同じ目標をもつ人の集まりなので、とても刺激を受けます」等、肯定的な評価意見が多い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

直近5年間の就職率についてみると、平成21年度卒業生については全国的な企業の採用減の影響を受けて、90%を割り込んでいるが、それ以前については約96%と高い水準を維持している。平成21年度卒業生で就職した学生は155人であるが、そのうち、民間企業就職者が150人、公務員就職者が5人であり、法経科第2部を除く就職率は88.0%である。食物栄養学専攻の卒業生については、例年50~60%が栄養士資格を活かした就職をしている。全般的に、業種としては卸小売業、サービス業、金融保険業、医療・福祉が多い。なお、平成21年度卒業生の法経科第2部の就職率は50.0%である。

近年、就職希望者については減少傾向にあり、卒業生の進路の一つとしての4年制大学への編入学の割合が増大している。平成21年度卒業生では編入学希望者は72人、実際に編入学した人数は57人であり、合格率では79.2%である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年度に、過去4年間に卒業した学生を対象として卒業生アンケートを実施したところ、教育に対する満足度については、4段階評価で「満足」「どちらかといえば満足」と回答した卒業生が約80%であった。

同年度に、過去5年間に当該短期大学へ求人があり、かつ内定を得た企業から100社を抽出し、郵送法による企業アンケートを実施したところ、出身者に対する総合評価は5段階評価で平均3.7と高い数値を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

4 月前期及び 10 月後期オリエンテーションで科目履修に関する指導等のガイダンスを各学科・学年に行っており、また、各専攻のガイダンスにおいては、専攻教員が資格取得に関する課程履修方法等について学生に対するきめ細かな指導を実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

卒業時に実施している当該短期大学の教育に対する満足度調査において、平成 21 年度卒業生の満足度の総合評価は良好であったが、学生支援における進路相談職員の対応、施設・設備における体育施設に関して相対的に評価が低かった。

おおむね 10 人以下の少人数編成によるクラス・演習を基本として、進路・学習面の相談・支援を行っている。オフィスアワーの実施や科目担当教員を中心に、全教員が学習相談に応じ、きめ細かな指導を行っている。

進路相談については、基本的にはキャリア支援委員会が担当するが、それに加え、2 年次生では演習担当教員も学生の希望や意見を聴取して、学生への支援を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

社会人学生（22 歳以上の学生）の大半は法経科第 2 部の学生であり、このうち 60 歳以上の入学者は 5 年間で 25 人（うち 1 人は法経科第 1 部）である。法経科第 2 部においては、語学が苦手な傾向のある高齢学生に留意して授業を進めているほか、クラス担任や演習担任による相談体制が整えられている。

留学生については、「日本語・日本文化論」を 1 年前期に履修するよう指導するとともに、専任教員 1

人が担当教員となり、学習、生活面での支援体制をとってきている。なお、平成 23 年度入試は留学生の募集は停止する予定となっている。

なお、過去 5 年間に特別な支援を行う必要があるほどの障害を有する学生は入学していない。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習の主たる施設である附属図書館には、閲覧席（視聴覚席を含む）72 席、テラス席（飲食・談話自由）が 16 席配置されている。また、視聴覚機器 5 台、利用者端末（OPAC）1 台が設置されている。利用者アンケートによれば、75%以上の利用者が附属図書館の座席数等施設環境が整っていると回答し、学生の不満は少ない。

自主的学習の施設の一つである情報処理演習室には、学生用端末が 50 台及び教員用端末が 1 台配置され、利用規程は、年度初めのガイダンスや情報処理実習の授業でも配付している。平成 21 年度からは、ID とパスワードによるログインを義務付けているが、平成 21 年度の利用者数は前年までの 3 倍ほどに伸び、パソコンが新しくなったこと等による効果と思われる。

また、給食関係実習室にも平成 21 年度から 10 台のパソコンが設置されており、食物栄養学専攻の学生が給食計画実務論実習をはじめ各授業で使用し、時間外に自主的学習にも利用している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

法経科第 1 部、法経科第 2 部及び生活科学科にそれぞれ学生自治会が組織され、各科自治会との諸連絡・調整のために三科合同執行委員会が設置され、相互に協力しながら活動している。

自治会・大学祭実行委員会と学生部との定例会をおおむね月 1 回のペースで開催し、学生部や教職員との連携・協力を得ながら学生自治会の諸行事や課外活動等が行われている。

クラブ室・スポーツ設備等は老朽化が進んでいるが、維持・補修管理は大学事務局及び学生部によって行われており、補修しながら利用の便を図っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

入学生を対象に経済的状況や卒業後の進路希望等について実施しているアンケート調査（平成 22 年度）によれば、奨学金及び授業料減免希望者はそれぞれ 47.7%、43.6%、進路希望は就職に次いで 4 年制大学への編入学希望者が多い。

心身の健康や人間関係に関する悩みについては、平成 19 年度から学生相談室規程に基づく学生相談室を設置し、学外の臨床心理士による相談を月 2 回（春・夏・冬季休業期間を除く）行っている。また、保健室（医務室）では、看護師が体調不良や怪我をした学生の対応に当たり、医師による治療が必要と判断される場合には、学校医指定の総合病院へ搬送している。さらに、健康増進法の成立等を踏まえ、平成 15 年 3 月より、受動喫煙の防止についてのルールを定め、喫煙防止に向けた取組を行っている。

平成 14 年 3 月に「セクシュアル・ハラスメント防止宣言」を行うとともに、ガイドライン、セクハラ

防止対策委員会を設置し、委員4人により相談・調停、啓発、そのほか防止体制整備に必要な事項を担い、学生に対しては、毎年度初めのオリエンテーションにおいて、セクハラ防止及び相談窓口の周知についてのパンフレットを配付し、啓発に努めている。

進路相談については、キャリア支援委員会が中心となり、就職・大学編入学等についてガイダンス・個別面談等による支援を行い、演習担当教員がフォローする体制をとっている。また、1年次後期には週1回のペースでガイダンスや講演、学習会を開催している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生が入学した事例は、平成17年度に1名あり、その際には、専任教員が生活全般にわたるアドバイスを担当し、また「日本語・日本文化論」を開講し、1年次前期に履修させ、日本の文化や日本語に早く馴染めるように配慮している。

これまでに聴覚に障害を有する学生が入学した際には、教員が講義方法を工夫するとともに、周囲の学生がノート筆記等自主的、積極的に支援することで卒業に至っている。なお、特別な支援が必要な障害を有する学生は現在在籍していない。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学金貸与については、4月に全体説明会を開催し、奨学金の趣旨や制度について周知を図っている。高等学校在学時に採用候補者として決まっている予約採用は一種二種合計で92人（平成21年度）おり、さらに在学採用では希望者37人に対し一種に23人、二種に15人が決定されている。日本学生支援機構以外からの奨学金である地方自治体や民間団体の奨学金利用実績は、平成21年度で7人となっている。

また、授業料徴収猶予及び減免に関する規則等の規程を定め、経済的理由により授業料の納付が困難でありかつ学業成績が優秀であると認められた学生については、授業料の全額もしくは半額を免除し、また、授業料減免の対象にならない場合にも、6か月以下の期間で、授業料の徴収を猶予する制度を制定している。平成21年度後期では、全額免除23人、半額免除18人と多くの学生がこの制度を利用している。

さらに、平成22年度現在、法経科第2部の年間授業料は15万円であり、学生への経済的負担が低く抑えられている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成22年度現在、法経科第2部の年間授業料は15万円であり、学生への経済的負担が低く抑えられている。
- 高い割合の学生が授業料減免措置を受けており、経済的に厳しい環境にある学生の修学を支援でき

ている。

- 全教員が学習・就職相談に応じるなど、きめ細かな学生支援が行われている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該短期大学の校地面積は 24,871 m²、校舎面積（附属図書館、演習室等別棟の教育用施設を含む）は 6,879 m²であり、短期大学設置基準に定められた必要な校地・校舎面積を満たしている。

校舎棟には、講義室、実験室、実習室、情報処理演習室等が配置され、別棟に附属図書館、演習室が配置されている。また、法経科第2部の授業時間（21 時最終講義終了）に対応して、大学ホール、体育館を含めたこれらの施設は授業日は 21 時あるいは 22 時まで開館（附属図書館は定期試験前の土曜日 13 時から 21 時に臨時開館）されており、学生の学習ニーズに対応している。

昭和 43 年に建設された校舎棟及び管理棟は老朽化が進んでいるが、平成 12 年に耐震補強工事を実施し、また、体育館及び大学ホールは、平成 22 年度に耐震工事及び大規模改修工事が行われている。研究棟については、施設改修と併せて耐震化を検討中である。

当該短期大学におけるバリアフリー化の状況は、校舎棟及び体育館正面玄関にスロープを設置、1 階トイレを車いすが利用可能な多目的トイレへ改装した程度にとどまり、エレベーターの設置が課題であり、車いすを必要とする学生の場合、3 階と 4 階の普通教室へは人力で各フロアに上げるしかないのが現状である。

これらのことから、短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備がおおむね整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-② 短期大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

情報処理演習室には、学生用端末が 50 台及び教員用端末が 1 台あり、情報ネットワーク（Mietan ネット）をはじめとする ICT 環境が整っており、授業の空き時間に、10 時から 21 時まで自由に使用でき、学生は情報収集や研究・各種レポート作成用として有効活用している。

給食関係実習室にも 10 台の端末が設置されており、食物栄養学専攻の学生が使用している。

そのほか、学生用として附属図書館に 1 台、就職資料室に 2 台の端末があり、文献・書籍検索や就職に関する情報収集に利用されている。

当該短期大学事務局は、一部を除き津市本庁の情報ネットワークに接続されている。

また、情報環境の整備については情報委員会による運営計画や立案、整備事業の提案を受けて、情報科目担当の専任教員及び非常勤助手が管理運営を担当し、メールサーバ等の保守は、外部の専門業者にも委

託して行われており、十分な整備体制を実現している。

これらのことから、短期大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

教職員及び学生に配付している学生便覧に施設ごとの使用規程・要項が記載され、また、入学時のオリエンテーションには、附属図書館の『図書館利用案内』や、情報処理演習室の利用規程を配付し学生に周知を図っている。なお、情報処理演習室の利用規程等は、学生便覧に記載されておらず、別途配付していることから、今後は学生便覧へ追記することや、各施設の利用規程を学内向けウェブサイトにも掲載するなど広く情報伝達する方法を検討している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館の所蔵資料は平成 21 年度末で図書 80,498 冊（和書 76,363 冊、洋書 4,135 冊）、受入学術雑誌 155 種（和雑誌 120 種、洋雑誌 35 種）、紀要 1,043 種、新聞 8 種（和新聞 6 種、洋新聞 2 種）視聴覚資料 819 タイトル（VHS 504 タイトル、DVD 151 タイトル、カセット 85 タイトル、CD-ROM 79 タイトル）となっている。閲覧座席数は 72 席である。

開館時間は、開講日（講義がある日）は 8 時 30 分から 21 時まで、休業日（講義がない日）は 8 時 30 分から 17 時までである。休館日は、土曜日（定期試験前を除く）、日曜日、祝日・休日、12 月 29 日から 1 月 3 日、毎月月末、そのほか館長の定める日等となっている。所蔵図書・視聴覚資料についてはすべてデータベース化されており、利用者端末（OPAC）及び研究室から検索できるシステムが構築されている。また、国立情報学研究所が主催するネットワークシステムに加盟するとともに県内の大学図書館・公共図書館ネットワーク及び東海地区図書館協会にも加盟しており、利用者に必要な図書情報が迅速に提供できるように努めている。

図書・雑誌の選定は、学科の教育目標や授業科目に即して各担当教員に依頼しており、また、科目の新設や専任教員の採用に際しては新設科目や新任教員のための予算を設けて対応している。さらに、カリキュラム改編時には、購入すべき図書の見直しを行っている。

隔年で学生・教職員に図書館利用アンケートを実施し、施設・設備、図書・資料・情報、職員の対応等について意見を聴取しており、そのアンケート結果を基に、附属図書館運営の改善に努めている。また、本調査から附属図書館は有効に活用されていることがわかる。

平成 21 年度の利用状況は、入館者数延べ 29,901 人、貸出者数延べ 5,096 人（一般者 106 人含む）、貸出冊数延べ 8,609 冊（一般者 234 冊含む）である。また、図書情報に関する相談件数は延べ 828 件である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 施設・設備の改修及び更新が進んでいない。
- バリアフリー化に対応した建物等の整備が進んでいない。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の細部は学科会議において議論、決定され、記録されている。文書保存規則によって、履修要項、時間割については永久保存、休講届については大学総務課に3年間の保存、補講記録については1年保存とされている。学籍簿は永久保存で、平成4年卒業以前の在籍者についてはマイクロ・フィルム化された形で、平成4年以降については電子媒体と紙媒体の両方で保存されている。また、学位記(卒業証書)発行簿についても永久保存されている。学生の履修申告状況、教員の成績評価等は5年間、学生部教務学生担当で保存している。

教育活動については、自己点検評価書等で検証、報告され、平成21年度後期までで8回実施された授業評価アンケート結果は『学生による授業評価アンケート調査結果報告書』及び『FD活動報告書』としてまとめられている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

- 9-1-② 短期大学の構成員(教職員及び学生)の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見聴取は授業評価アンケートによって毎学期全学生から行っている。アンケート結果については各教員にフィードバックし、その後アンケート結果について教員から意見を表明(任意)してもらい、『学生による授業評価アンケート調査結果報告書』(平成21年度からは『FD活動報告書』)に掲載している。また、それぞれの学科で検討会を開催し、アンケート結果についての分析を行い、経験交流を行い、改善の方策について話し合っている。これらの学生の評価と教員の意見を掲載した報告書は、附属図書館、生活協同組合の店舗、学生部窓口で自由に閲覧できる。また、毎年卒業生満足度調査によって卒業年次生からの意見聴取を行っており、改善のための資料として利用している。

教職員からの意見聴取はFD活動としての「教員の意見交換会」「非常勤講師との懇談会」を通じて行われ、そこで出された意見の分析とフィードバックはFD委員会において行われている。個々の教員の授業改善の努力はこれらの意見聴取とフィードバックに基づいて進められており、適切な活用を実現している。

これらのことから、短期大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成 17 年設置の三重短期大学有識者懇話会において、短期大学の教育・研究・地域貢献・学内運営の各分野についての自己評価の検討、地域社会への教育貢献の課題、2 部教育の課題等についての意見聴取がなされ、また、教育振興会及び同窓会総会において毎年、短期大学教育の現状を報告して意見聴取をするなど継続的な取組がなされている。

また、企業アンケートや卒業生アンケートの取組が開始されている。企業アンケートについては、過去 5 年間に本学への求人があり、かつ内定を得た企業から無作為で抽出した 100 社を対象に実施されている。卒業生アンケートについては過去 4 年間に卒業した学生から無作為に抽出した 230 人を対象に実施されている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケートの集計結果と分析を授業担当者に返却しており、教員が各自、それを自主改善に役立てており、アンケート結果が、教員の意見、シラバスの改訂を経て、授業改善に結び付き、評価の向上につながっている事例のいくつかを「授業評価－授業改善事例」に示している。また、学生評価の高い実践を意見交換会を通じて全教員の検討対象として共有化する試みも行われている。共有化による改善例として、意見交換会での他の講義の実践例を参考に、学生に配付する資料を、重要な説明点について書き込みをする空欄を設けたドリル式にしたところ、授業評価アンケートの当該項目の評価について平均値 4.86 から 5.35 へと改善したこと等が挙げられる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

学生による授業評価アンケート、演習参加者アンケートの実施と活用、経験交流の場の設定、さらに、授業実践の相互検証等がシステムとして構成され、全体を統括するセクションとして F D 委員会が組織化されているなど、適切な方法で実施され、組織としての教育の質の向上、授業改善に取り組んでいるといえる。また、専任教員のみならず、非常勤講師も含めて F D 活動への参加を実現している。さらに、平成 20 年度からは毎年 1 回、F D 活動研修会を行っており、例えば、平成 21 年度には高等学校教員との意見交換会を実施している。他方、学生による授業評価アンケートを除けば、本格的な取組が開始されたのが平成 20 年度からであり、今後の継続的、恒常的取組の実現が重要である。

これらのことから、F D 活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

当該短期大学の教育支援者とは、生活科学科食物栄養学専攻に所属している助手及び教務担当職員、附

属図書館職員である。食物栄養学専攻所属の助手については、他の専任教員と同様に学会活動やF D活動への参加が担保されている。また、教務担当職員及び附属図書館職員等については種々の研修等への参加を通じて、必要な資質の向上を図る上での適切な取組が行われている。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

津市を設置者とする公立短期大学であり、当該短期大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有しており、当該短期大学としての債務は存在しない。

10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該短期大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、津市一般会計の歳入歳出予算に計上され、一般会計からの繰り入れにより、経常的収入を確保している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該短期大学は、津市を設置者とする公立短期大学であり、毎年度の津市一般会計の歳入歳出予算については、津市議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき市民に公表している。

当該短期大学では、各学科・部局からの備品・経費等の予算要望を組織的に徴し、学内の合意を踏まえて予算要求を行っている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該短期大学は、津市を設置者とする公立短期大学であるため、津市一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該短期大学の予算配分に当たっては、総務連絡調整会議、教授会等への説明と各部局間での調整を踏

まえて配分を行っている。

また、施設・設備に係る予算配分については、平成 22 年度には体育館等の大規模改修と耐震補強工事を行っており、施設の修繕については老朽化により費用が増大する中、補正・流用により対処している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該短期大学は、津市を設置者とする公立短期大学であるため、財務諸表は作成していない。

なお、津市一般会計の歳入歳出予算及び決算書として、地方自治法等関係法令に基づき、市民に公表している。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、津市の監査委員による監査を行っており、津市の監査事務局による事前監査が行われている。監査指示事項の改善にも努めている。

また、当該短期大学では、職員相互にチェックを行う内部検査のシステムによる検査が行われている。これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

学長、教授、准教授、講師及び助教からなる教授会が構成され、学長が議長を務め、最高審議機関として、重要な事項を審議している。また、教授会の下に 23 の専門委員会が設置され、委員は教職員で構成され、各委員会の庶務は事務局職員が担当している。

事務組織は、事務局に置かれる大学総務課、学生部及び附属図書館からなり、常勤職員 13 人と非常勤・臨時職員 10 人で構成されている。学生部には学生支援のための保健室と学生相談室を設置し、看護師及びカウンセラー（臨床心理士）を非常勤で配置している。

危機管理に関しては、防火管理内規を設け不測の事態に迅速に対応する体制を整えている。

平成 21 年度には、遺伝子組換え実験安全委員会及び研究倫理委員会を設置し、実験・実習を開講する生活科学科では、「実験実習安全マニュアル」等諸規程を整備している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長は、定例の教授会に加え、必要に応じて臨時教授会を開催する権限を有している。教授会の推薦を経て学長の申し出に基づき津市長が任命する学生部長・図書館長が各種委員会の委員長を務め、学長の効果的な意思決定が行える組織形態となっている。学長、学生部長、図書館長兼地域連携センター長、両学科長、地域問題研究所所長、評価委員会主査、FD委員長、事務局長からなる発展計画委員会が開催され、教授会議題のほか当該短期大学の発展にかかわる諸問題について総合的に検討が加えられ、教授会、委員会及び事務局との連携が図られている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 短期大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

F D委員会では、学生による授業評価アンケートの実施及び結果の公表に係る基本方針を教授会に提案し、改善を図っている。

教員の教育・研究に関するニーズは、教授会、学科会議、各種委員会を通して、事務職員のニーズは事務局朝会で集約されている。これらの意見は、カリキュラムの改編や施設の改善、窓口対応の改善等に反映されている。

学外関係者については、平成17年度から学外有識者の意見・評価の聴取を目的として三重短期大学有識者懇話会を設置（年に1、2回開催）し、そこで出された意見を大学運営に反映させている。例えば、地域貢献を積極的に進めることを求める意見を踏まえて、平成20年度から地域連携センターを立ち上げ、地域への貢献を更に推進するための基盤を整えている。

また、平成17～20年度の既卒生を対象にしたアンケート調査及び内定した学生のいる企業へのアンケート調査を実施している。

そのほかに、同窓会、教育振興会（平成21年度までは教育後援会）の総会や懇談会を通じて大学運営に関する意見聴取を行っている。

これらのことから、短期大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の研修は、大学事務局職員として各種研修に参加し、専門分野については、全国公立短期大学協会や文部科学省等が主催する事務職員研修会や専門事務説明会に参加するなど職員の資質向上のための取組が組織的に行われている。しかし、事務職員の多くは一般行政職として一定期間ごとに異動する。そのため職務に精通した人材の確保が今後の課題である。

これらのことから、管理運営にかかわる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

諸規程は学則に基づき、諸規程集にまとめられて整備されており、また、役員の選考や採用に関する規程も、学長選考基準をはじめとする人事に関する規程により明確に示されている。

このことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営にかかわる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該短期大学の概要・諸規程及び活動状況等は毎年編集する学生便覧に集約され、学生及び教職員に配付されている。

教授会及び各種委員会の審議・決定事項等は、議事録として作成されており、すべて事務局で収集、管理され、そのデータや情報は必要に応じて教職員が閲覧かつ活用できる状況にある。

学生の身上書を含めた個人情報やこれら文書等については、学生部で保管し津市個人情報保護条例及び津市文書管理規程に従って管理されている。

これらのことから、短期大学の活動状況に関するデータや情報が、適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価は、平成12年度に自己点検・評価報告書を作成し、学内外に公開している。平成21年度に2回目の自己点検・評価を行い、その結果を平成21年度三重短期大学自己点検評価報告書としてまとめ、ウェブサイトに掲載して公開している。平成22年度には、大学評価・学位授与機構における認証評価に向けて、自己点検・評価を実施し、報告書としてまとめている。この報告書では、当該短期大学として更なる改善に向けて必要な事項が的確に記述されている。

これらのことから、短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成21年度三重短期大学自己点検評価報告書を三重短期大学有識者懇話会に示し、意見を聴取している。なお、ここでは、女性教員の比率を引き上げる必要性等についての意見が出されている。

平成22年度には、自己点検・評価の結果について、大学評価・学位授与機構による認証評価を受審している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

様々な評価活動の結果を反映し、社会のニーズに対応するため、平成19年度には両学科構成を見直し、法経科第1部行政コースを発展的に解消し、法律コースと経商コースとの2コース制としている。生活科学科では、生活科学専攻生活科学コースを生活福祉・心理コースに名称変更しコース内容を明確にしている。平成20年度には、これまで発展計画委員会で統括していた点検・評価小委員会を、新設した評価委員会に移行し、また、FD活動については、新たにFD委員会を設けている。さらには、地域連携センター運営のための地域連携委員会を設置するなど、より効率的かつ機能性の高い組織へと改善している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該短期大学の社会への情報発信は、大学案内やウェブサイトを通じて行われている。

また、研究成果の公表については、各学科や地域問題研究所から刊行される紀要、年報を通じて、また地域連携講座等の開催により適切に社会に公表している。

これらのことから、短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 自己評価を適切に実施し、当該短期大学として更なる改善に向けて必要な事項を的確に把握している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）短期大学名 三重短期大学

（２）所在地 三重県津市

（３）学科等の構成

学科：法経科第１部、法経科第２部、生活科学科

専攻科：なし

（４）学生数及び教員数（平成22年５月１日現在）

学生数：学科759人

専任教員数：29人

助手数：1人

2 特徴

（１）沿革

昭和27年、三重県下唯一の公立短期大学として津市立の三重短期大学が東古河町で開学した。「戦災復興はまず教育から」という当時の市民の教育にかけける熱意を背景に、勤労青年に教育を受ける機会を与えることと、女子教育の振興を図ることを建学の精神として、当初は夜間課程の法経科と家政科で発足した。

発足後は、社会の変化に的確に対応できる人材の育成に努めるべく、栄町校舎を経て、昭和43年に現在の一身田校舎へ移転し、同時に家政科を食物栄養学専攻と家政専攻に分離し、法経科第１部を増設した。平成3年には家政科を生活科学科に名称変更し、その後、平成9年、平成19年のコース再編を経て、現在は法経科第１部（法律コース、経商コース）、法経科第２部、生活科学科食物栄養学専攻、生活科学専攻（生活福祉・心理コース、居住環境コース）の２学科４専攻部門、総定員800名で運営している。

定員数は全国の公立短期大学のなかでも最大規模であり、これまでに卒業生は17,000名を数え、政治・経済・産業・文化など様々な分野で活躍している。

この間、昭和59年に設置した地域問題総合調査研究室による地域の産業や行政課題に対する学術的研究、昭和63年から開設している公開講座、図書館や体育施設の開放事業などを通じて地域に開かれた大学づくりを進めてきたが、地域貢献をより組織的に進めていくため平成20年に地域連携センターを設置すると共に地域問題総合調査研究室を地域問題研究所に改組し、市政との連携や高大連携事業を通じ、教育研究の成果を地域に積極的に還元し、多様化する地域社会の要請に答えている。

（２）各学科・専攻部門の特徴

《法経科第１部》

法経科第１部の法律コースは、公立短期大学唯一の法律専門コースで憲法、民法、刑法などの基礎科目に加え、行政法、労働法など現代社会に対応した幅広いカリキュラムと少人数制のゼミにより、法学の基礎から応用まで学ぶことができ、卒業後は公務員や民間企業への就職のほか４年制大学への編入者も多い。経商コースでは経済学の基礎や実践的な経理能力、経営学の理論など幅広く学ぶことができ、習得した経済知識を活かし金融、保健、製造業、サービス業など県内外の企業に就職する学生が多い。また、中学教諭２種免許等の資格が得られる。

《法経科第２部》

法経科第２部では、法律学、政治学、経済学、経営学など社会科学全般を幅広く学ぶことができ、高校新卒者から働きながらキャリアアップを目指す中高年層、仕事や子育てが一段落した熟年層まで様々な学生が学んでおり、年代を超えた知的交流も特色のひとつである。

《生活科学科食物栄養学専攻》

生活科学科食物栄養学専攻では、「食」と「健康」のスペシャリストの養成を目指し、栄養士免許取得のためのカリキュラムを用意している。約40年にわたり病院や福祉施設、栄養教諭、自治体などに栄養士を輩出し、県下屈指の栄養士養成施設として高い評価を受けている。最近ではスポーツ栄養士や食品開発のスタッフを目指したり、四年制大学への編入により高度な専門知識を身につける学生も多い。

《生活科学科生活科学専攻》

生活科学専攻の生活福祉・心理コースは、福祉についての基礎的・実践的理論を学びつつ、同時に心理学的素養を身につけ、生活者の一員として主体的に行動できる人材の養成を目指し、平成19年に設置された。所要の実務経験などを経た後、社会福祉士基礎資格や中学校教諭２種免許などの資格が得られる。居住環境コースは、平成22年度から、従来の家づくり、まちづくりを主体とした学習分野に加え、自然環境と人間との調和としての「環境共生」を目指す環境共生の分野を新設するとともに、建築士法の改正に則り、１級及び２級建築士試験指定科目に適合するカリキュラムに改正した。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

三重短期大学では、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え応用力や実践力に富む有為な人材の育成を行うことを教育の目標とし、次の4つの柱の下に教育を進めている。

1 創造性豊かな人間性と優れた専門性を備えた人材の育成

文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を学び理解するとともに、基本的な知的思考能力を育成する。

2 実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の育成

総合的に考える能力、科学的な思考法、適切な自己表現能力、自主的な課題発見・解決能力など応用力や実践力を育成する。

3 地域社会を主体的に担う市民の育成

高い公共性・倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に主体的に参画する市民を育成する。

4 国際社会に対する理解とコミュニケーション能力や情報社会に対応できる能力の養成

グローバルな視野と国際感覚を身につけるとともに、コミュニケーション能力や情報社会に対応できるICT（Information & Communication Technology）活用能力を育成する。

（学科・専攻部門ごとの目的）

1 法経科第1部

- ① 法律・行政・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成する。
- ② 机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する。
- ③ 社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民の育成をめざす。

2 法経科第2部

- ① 社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす。
- ② 「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援する。
- ③ 社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成をめざす。

3 生活科学科食物栄養学専攻

- ① 食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。
- ② 科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する。
- ③ 個人の食や健康問題に対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材を育成する。

4 生活科学科生活科学専攻

《生活福祉・心理コース》

- ① 社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する。
- ② 学生の持つ個性や能力を最大限に引き出し、豊かな人間関係を築くことができる人材を育成する。
- ③ 人々や地域が抱える様々な課題を広い視野で総合的に考察・分析した上で、地域における生活者の一員として主体的に行動できる人材を育成する。

《居住環境コース》

- ① 住まいやまちの環境を快適にする力を育成する。
- ② 環境問題を認識し、環境共生のために住まいとまちの持ち味を生かす力を育成する。
- ③ 住まい・まちと福祉をつなぐ力を育成する。
- ④ 住まいとまちをつくる専門的な力を育成する。

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 短期大学の目的

本学では学則第1条に短期大学の目的が明確に定められていると同時に、短期大学の具体的成果を示した「大学の理念」や学科・専攻部門ごとの「教育目標」も設定されている。またこうした大学の目的は、「学生便覧」や大学ホームページなど各種媒体や関係諸機関への訪問の機会を通じて広く学内外に公表されている。以上より、本学は基準を満たしている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学では「大学の目的」や「大学の理念」が明確に定められ、その実現のために各学科・専攻部門・コースが設置され、それぞれの「教育目標」も明確化されている。また、教養教育の改善について協議を行う教養教育委員会、教育活動全般について協議を行う教授会、教務事項と学生生活問題について協議を行う学務委員会が、それぞれ定期的に会議を開催し、実質的な議論を行うことで、大学の目的を実現するための組織的な活動を担っている。

さらに、「大学の理念」の一環として地域貢献の理念を掲げていることから地域問題研究所を中心に展開されている各教員の地域問題研究が、研究成果の地域への還元のみならず授業内容の豊富化につながることで本学学生に対する教育にも生かされている。

以上のように、本学では短期大学の目的を実現するための適切な組織編制が行われており、また教育活動を展開する上で必要な運営体制も整備され、十分に機能している。以上のことから、本学は基準を満たしている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学では、教員組織編制の基本方針が明確に定められ、各教員はそれに則って職務に服しており、全学的に、また学科別に各教員の役割や責任の所在が明確にされている。

教員の配置については、両学科とも主要科目に教授・准教授を配置しており、また必要教員数に占める教授の割合も全学的には6割を超えているなど教育上の必要教員数が確保され、各種養成課程でも基本的に専任教員を中心に構成されている。教員構成は、法経科で女性教員が少ないという問題があるものの、年代別には全学的にバランスが取れている。さらに公募人事や在外研修制度の導入によって教育研究活動を持続的かつ活発に行っていく措置を講じている。

本学の教員は、教育目標を達成するための基礎として、教育内容に関連した研究活動を活発に展開している。教員の採用及び昇任などの教員人事については、選考基準とその運用規程が明確に定められ公正に行われている。また研究能力と教育上の指導能力の双方を重視し、教員人事においては「教育研究業績書」等をもとに教育能力の審査が適正に行われている。さらに、「学生による授業評価アンケート」結果を踏まえた授業改善に向けてのコメント作成や「教育研究業績書」における教育方法の工夫・改善点の記述など、教育活動の定期的評価と活用が進められている。

また、本学では教育課程を円滑に遂行するために、職員配置・所掌事務に関する明確な規則を定め、それに基づいて、各学科の研究教育活動、学生対応、および図書館等の学習施設運営に必要な職員を確保している。

このように、本学では教員配置、教員人事などは明確な基準に基づき適切に運用されており、また、教育目標を実現するための研究活動の活性化、教育課程を遂行するための支援体制も整備されている。以上より、本学は基準を満たしている。

基準 4 学生の受入

本学では、平成 20 年 3 月に制定した「大学の理念」と「教育目標」に沿って、各学科・専攻部門ごとにアドミッション・ポリシーを明確化し、ホームページ上での公表、オープン・キャンパスや受験相談会での説明を通じて、受験生に周知するべく努力している。

また学生受け入れに関しては、基本的に社会科学や生活科学の基礎を学ぶために必要な基礎学力や論理的思考力を重視しているが、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入試方法を採用しており、たとえば法経科第 2 部の推薦入試では、学ぶ意欲を重視して「学習計画書」の提出を求めるなどの工夫をしている。

現在、本学における入学定員と実入学者数の関係は法経科第 2 部を除いて問題はない。法経科第 2 部については実入学者数が定員を大幅に下回る事態が続いていたが、受験相談会の機会を増やすことや、リーフレットの作成・紹介などの改善策を講じることで一定の回復を実現した。また生活科学科生活科学専攻においても、コース再編を通じて志願者を増加させる努力が行われている。

本学がアドミッション・ポリシーを定めたのは平成 20 年 3 月であるため、アドミッション・ポリシーに沿った学生受け入れが行われているかどうか体系的に検証する方法が具体化されていない。そのあり方については、今後検討していく必要がある。

入学者選考については入試管理委員会が中心になり実施しており、試験問題作成・印刷、入学試験および合否判定については万全の体制の下で公正に実施されている。

このように、本学では学生受け入れに関してその基本方針であるアドミッション・ポリシーが明確に定められ、それに沿った受け入れ方法が採用され機能しているといえる。また学生受け入れに係る全過程は万全の体制の下で公正に実施されている。以上より、本学は基準を満たしている。

基準 5 教育内容及び方法

教育課程の編成は、各学科・専攻・コースの教育目的に照らして体系的に編成されており、また、種々の資格取得の課程を設定するなど学生のニーズに応え、また地域社会からの要請にも配慮して設定されている。授業科目の配置も、語学科目・共通科目を全学的に共通化すると共に、専修科目も基礎的科目から発展的科目へと積み上げていくことを可能にするカリキュラム編制とし、2 年次の最低履修単位を設定することで、2 年間を通じたバランスの取れた学習を可能にしている。授業科目の内容も当該学術分野の成果を適切に反映させることで、求められる学問水準を満たしている。教育課程を展開するための授業形態も学科・専攻ごとの特色を持ちつつ、それぞれの教育目的に沿った形態の組み合わせを実現しており、全体として少人数教育を実現する中で、適切な学習指導が果たされている。

また、法経科第 2 部は夜間の課程であり 2 年間という履修期間の中で授業時間設定や時間割の配置、集中講義の開講などの工夫により在籍学生に配慮した設定を採ると共に、綿密な履修指導を行うことで目標を達成している。

教育課程の趣旨に沿って作成されたシラバスは多数の学生に活用されており、シラバスに記された成績評価の正確さを担保するため、試験規則・学則等による成績評価基準や卒業認定基準の明確化が為されており、成績評価への疑義を申し立てるための制度的な整備も果たされ、申し立てに対する処理も適切に行われている。

自主的学習を行う機会や環境を適切に整える点において、設置者の財政状況の制約などから不十分な点があり、今後の改善を図っていく必要がある。また、基礎学力不足の学生の把握や組織的な対応に関しては今後重点的に取り組んでいく必要がある。

基準 6 教育の成果

本学においては、学生に望まれる学力、資質・能力、人材像がどの程度達成されているかについて検証・評価することの重要性は認識されており、評価委員会、FD 委員会、学科・専攻・コース会議を軸に取組が行わ

三重短期大学

れている。特に、2年次に卒業演習が設定されており、ここでの演習指導を通じて卒業時の資質の確保が維持されている側面が強い。検証のためのデータとしては卒業年次学生の満足度調査、企業アンケート、就職・進学状況調査、各種資格取得状況などを継続的に収集しており、これらの分析は、適宜行われ、教授会等に報告されて、審議・検討されている。それらの分析から、本学の教育目的に照らして卒業生に望まれる資質は基本的には達成されていると評価できる。また、授業評価や満足度調査の結果から見て、学生自身の自己評価でも目的とする資質の涵養は基本的に達成できている。就職状況も一貫して高い水準を保ち、企業アンケートなどから受け入れ先の企業の卒業生に対する高い評価も確認できる。進学についても国公立大学を中心とした編入学者の増加は相対的に高い学力水準が実現されていることを示している。しかしながら、法経科第2部については、留年者や中退者の状況から見て、在籍学生の一定の部分については望まれる資質の涵養が達成できていない状況があり、今後の改善課題である。

基準7 学生支援等

本学の学生支援について、科目履修に関する指導等のガイダンスは、各学科・学年毎に4月前期及び10月後期オリエンテーションで実施しており、また、各専攻のガイダンスにおいては、専攻教員が学生に対する丁寧な指導を実施している。

学生に対する学習相談・支援は、クラス担任制、演習担当教員指導により、少人数教育を基本として丁寧に実施し、また、オフィスアワーの実施など、科目担当教員を中心に、全教員が学習相談に応じ、助言を与えている。

経済面における学生支援については、日本学生支援機構の奨学金制度及び授業料減免等に関する制度を充実させ適切に対応している。

本学における学生の自主的学習環境の中心は、附属図書館と情報処理演習室であり、学生数に対して十分な環境にあるとは言い難いが、種々の運用面での工夫により学生の満足度は高い。しかしながら、図書館開館時間など夜間課程である法経科第2部学生への学習支援を充実させる必要がある。

学生自治会の諸行事や課外活動等は、学生部や教職員との連携・協力を得ながら行われている。クラブ・サークル活動も同様である。課外活動用設備の維持・補修管理は、大学事務局及び学生部によって行われており、活動できる環境は整備されている。

学生の健康相談、生活相談、進路相談やセクシュアル・ハラスメントの相談等のために、学生相談室や保健室を整備し、またキャリア支援委員会、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を設置して、学生への対応体制を整えている。学生の健康管理対策を適切に行うためには夜間も含めた看護師配置や、障がいを持つ学生に対する支援への対応策について、引き続き検討する必要がある。

基準8 施設・設備

本学の施設・設備は、短期大学設置基準に適合しており、学習環境が整っている。自主学習の場である附属図書館や情報処理演習室は、昼間部学生には有効活用されているが、法経科第2部学生には、講義終了後の自主的学習や課外活動等を勘案した利用時間の拡充等を検討する必要がある。

施設・設備のバリアフリー化は、障がいのある学生に対する支援としても最重要課題であり、早急に改善を要する点にあたる。

Mietan ネットは、情報処理演習室をはじめ、就職資料室、各教員の研究室、附属図書館、地域連携センターおよび地域問題総合研究所をつないでおり、本学の情報ネットは適切に整備され、かつ有効に活用されている。また、情報処理演習室は、情報系の実習だけでなく様々な講義でも利用され、学生は、各種情報収集や研究・レポート作成のために施設を有効活用している。

本学附属図書館は、蔵書冊数、入館者数や図書館アンケート調査結果から適切に整備され有効活用されているが、より良い教育環境の整備に引き続き取り組む必要がある。

学内施設の利用については、規程及び要項を定め、年度毎に教職員及び学生に配布する学生便覧や入学時オリエンテーションで周知しているが、施設毎の利用規定を学内向け Web にも掲載する等広く情報伝達する方法を検討する必要がある。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況について点検・評価・対策の取組が体制的に行われているかについては、点検・評価のために必要な成績記録・シラバス・時間割・休講届・補講届などの諸データの継続的な収集・蓄積は適切に行われており、保存・利用についての規定も整備されている。授業評価アンケートなどのデータについても毎年成文化されて刊行されている。短大構成員からの意見聴取は、学生については授業評価アンケートや卒業時アンケートによって行われ、教員にフィードバックされている。また、非常勤講師を含めた教員からの意見聴取も非常勤講師懇談会、教員意見交換会などのFD活動の中で進められている。また平成19年度に立ち上げられた有識者懇話会を中心に、教育振興会・同窓会などの外部意見の聴取も行われている。

個々の教員は授業評価アンケートを軸としたこれらの評価結果を基に、自主的な形で教授技術の向上に努めており、多数の改善事例が確認でき、さらにその達成は意見交換会などのFD活動を通じて全教員に共有されるシステム化が実現している。

教員及び教育支援者の資質向上の取り組みは、教員についてはFD委員会によってコーディネートされるFD活動を通じて適切に進められ、教務担当職員・附属図書館職員を中心とする教育支援者に対しては各種の研修への参加を通じて進められている。

他方で、これらの取り組みが本格的に開始されたのが平成20年度以降に属しており、今後、継続的にFD活動を展開していくことや、外部意見の教育課程への反映をよりシステマ的に進めていくことが課題となっている。

基準 10 財務

市立の短期大学であり、法人化もしていないことから、大学施設の管理運営や教育研究活動を遂行する予算が安定的に確保されており、過大な支出超過にもなっていない。教育研究活動に対する適切な資源配分と執行も、事務局を含めた学内合意を形成しつつ行われている。また、財務に対する監査等も適切に行われ大きな問題点の指摘も受けていないことから、財務に関する基準を満たしているといえる。

基準 11 管理運営

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制および事務局体制は十分に整備され機能しており、管理運営のための規程等も本学の学則に基づき、「三重短期大学諸規程集」に整備されている。

本学の教授会と学長の密接な連携の下、教授会が付託した事項を検討する各種委員会および事務局との連携は適切である。また、事務職員の研修は、教育に係る大学事務局職員としての資質向上のための取り組みが組織的に行われている。

危機管理体制については、一定の整備はなされているが、なお引続き様々な状況を考慮した全学的な体制やマニュアル作成等の改善を進める必要がある。

学生や教職員のニーズは、授業評価アンケートや教授会、各種会議等を通じて集約・把握されている。また、学外関係者のニーズについては、有識者懇話会の実施や卒業生・企業対象のアンケート調査の実施、同窓会および教育振興会との連携を密にするなど適切な形で学外関係者の意見聴取を行い、管理運営に反映している。

三重短期大学

自己点検・評価活動として授業評価アンケート、既卒生や卒業時の満足度調査、外部評価を実施し、評価結果は、学内の改革・改組に活用されているが、自己点検・評価の定期的な実施及び外部評価体制については、なお一層改善を進める必要がある。

本学の社会への情報発信は、大学案内や大学ホームページ等を通じて適切に行われている。また、研究成果の公表については、各学科や地域問題研究所から紀要・年報を刊行し、あるいは、公開講座や地域連携講座等の開催により、本学教員の研究活動の成果を広く社会や市民に還元する努力を行っている。

iv 自己評価書等

対象短期大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/
tandai/no6_1_2_jiko_mietan_t201103.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/tandai/no6_1_2_jiko_mietan_t201103.pdf)

Ⅴ 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	別冊資料A	三重短期大学規程集
	別冊資料C	学生便覧
	別冊資料D	キャンパスガイド
基準2	2-1-②-1	平成22年度「履修要項」内 開設講座表（法経科第一部、法経科第二部、生活科学科）
	2-1-②-2	教養教育委員会開催状況
	2-2-②-1	学務委員会の記録（平成21年度概要版）
	11-3-④-3	「地研年報」（表紙の写）
	11-3-④-4	「地研通信」（抜粋）
	別冊資料A	三重短期大学規程集
基準3	3-1-②-1	教員配置状況（教職課程、栄養士養成課程、社会福祉士基礎資格課程）
	3-1-③-1	過去5年間の教員在外研修一覧
	3-2-①-1	教育研究業績書（様式）
	別冊資料A	三重短期大学規程集
	別冊資料B1	平成22年度 履修要項【法経科編】
	別冊資料E	2008年度 学生による授業評価アンケート調査結果報告
基準4	4-1-①-1	アドミッション・ポリシー
	4-2-①-1	平成22年度 推薦入試面接カルテ（法経科第一部用）
	4-2-①-2	平成22年度 推薦入試学習計画書（法経科第二部）
	4-2-②-1	平成22年度 外国人留学生特別選抜募集要項
	4-2-②-2	平成21年度 外国人留学生特別選抜試験問題（小論文）
	4-2-②-3	平成21年度 外国人留学生入試面接用カルテ（法経科第一部）
	4-2-②-4	平成22年度 社会人特別選抜入試面接カルテ
	4-2-③-1	平成22年度 推薦入学者選抜試験実施計画
	4-2-③-2	平成22年度 一般入学試験 実施計画書
	4-2-③-3	平成22年度 法経科第二部入学試験 実施計画
	4-2-④-1	平成22年度入試・出題者反省会記録
	4-3-①-1	学生による法経科第二部の紹介集「私も三重短大で学んでいます」
	別冊資料A	三重短期大学規程集
	別冊資料G1	平成22年度（2010年度） 学生募集要項（推薦入学者特別選抜用）
	別冊資料G2	平成22年度（2010年度） 学生募集要項（一般入学者選抜用）
	別冊資料G3	平成22年度（2010年度） 学生募集要項（大学入試センター試験利用による選抜用）
	別冊資料G4	平成22年度（2010年度） 学生募集要項（社会人特別選抜用）
	別冊資料H	平成21年度入学試験問題集
基準5	5-1-②-1	乗り入れ科目数一覧
	5-1-③-1	平成22年度 行事日程
	5-1-③-2	平成22年度 時間割

	5-1-③-3	平成21年度後期 補講時間割
	5-1-③-4	平成22年度前期 集中講義教室一覧
	5-1-③-5	学外演習等の実施状況（平成18年度以降）
	5-2-④-1	オフィスアワー担当表（平成22年度前期）
	5-3-①-1	平成21年度後期成績発表時の配布資料「成績発表について」（1年生用）
	5-3-②-1	過去5年間の異議申し立て内容
	別冊資料A	三重短期大学規程集
	別冊資料B1	平成22年度 履修要項【法経科編】
	別冊資料B2	平成22年度 履修要項【生活科学科編】
	別冊資料C	学生便覧
	別冊資料E	2008年度 学生による授業評価アンケート調査結果報告書
基準6	6-1-①-1	平成22年度 進路指導基本方針
	6-1-③-1	2009年度卒業生満足度調査の集計結果（概要）
	6-1-④-1	過去5年間の進路状況
	6-1-④-2	三重短期大学・平成20年度企業等アンケートの概要
	6-1-⑤-1	三重短期大学・平成20年度卒業生アンケートの概要
	別冊資料E	2008年度 学生による授業評価アンケート調査結果報告書
基準7	5-2-④-1	オフィスアワー担当表（平成22年度前期）
	6-1-③-1	2009年度卒業生満足度調査の集計結果（概要）
	7-1-①-1	ガイダンス実施の配布物（平成22年度）
	7-1-①-2	集中講義、演習募集時等の掲示物
	7-1-④-1	日本語・日本語文化論シラバス（平成17年度）
	7-2-①-1	平成21年度 図書館アンケート調査集計結果報告書
	7-2-①-2	情報処理演習室利用上の注意
	7-2-②-1	過去5年間の学生自治会と学生部との定例会開催状況一覧
	7-2-②-2	過去5年間の主な学生自治会活動とその内容
	7-2-②-3	過去5年間のクラブ・サークルの状況
	7-3-①-1	平成22年度 入学生に対するアンケート調査結果
	7-3-①-2	平成19年度～21年度の学生相談室の利用状況
	7-3-①-3	セクハラ防止についてのパンフレット
	7-3-①-4	平成21年度 就職ガイダンス実施一覧
	別冊資料A	三重短期大学規程集
	別冊資料B2	平成22年度 履修要項【生活科学科編】
	別冊資料C	学生便覧
	別冊資料I	自己点検・評価報告書
基準8	7-2-①-2	情報処理演習室利用上の注意
	8-1-②-1	ウイルスチェックの方法について
	8-1-②-2	機器接続図
	8-1-②-3	セキュリティー構成図

三重短期大学

	8-1-③-1 情報処理演習室（パソコン教室）の使用規程 8-1-③-2 Symantec Antivirus のライセンス使用について 8-1-③-3 コンピュータ関連連絡事項 8-2-①-1 平成 21 年度 図書館所蔵状況 8-2-①-2 平成 21 年度 図書館入館者統計 別冊資料 A 三重短期大学規程集 別冊資料 C 学生便覧 別冊資料 J 図書館利用案内
基準 9	6-1-④-2 三重短期大学・平成 20 年度企業等アンケートの概要 6-1-⑤-1 三重短期大学・平成 20 年度卒業生アンケートの概要 9-1-③-1 三重短期大学有識者懇話会について 9-2-①-1 平成 20・21 年度 F D 活動記録 9-2-②-1 平成 21 年度 職員の研修等参加状況一覧 別冊資料 E 2008 年度 学生による授業評価アンケート調査結果報告書 別冊資料 F 1 08 年度 F D 活動報告書 別冊資料 F 2 F D 活動報告書 別冊資料 I 自己点検・評価報告書
基準 10	10-2-①-1 平成 22 年度 「一般会計予算に関する説明書」（抜粋） 別冊資料 A 三重短期大学規程集
基準 11	6-1-④-2 三重短期大学・平成 20 年度企業等アンケートの概要 6-1-⑤-1 三重短期大学・平成 20 年度卒業生アンケートの概要 9-1-③-1 三重短期大学有識者懇話会について 9-2-②-1 平成 21 年度 職員の研修等参加状況一覧 11-1-①-1 運営組織図 11-1-①-2 生活科学科実験実習安全管理マニュアル 11-3-④-1 「三重法経」（表紙の写） 11-3-④-2 「生活科学研究会紀要」（表紙の写） 11-3-④-3 「地研年報」（表紙の写） 11-3-④-4 「地研通信」（抜粋） 別冊資料 A 三重短期大学規程集 別冊資料 C 学生便覧 別冊資料 D キャンパスガイド 別冊資料 E 2008 年度 学生による授業評価アンケート調査結果報告書 別冊資料 F 2 F D 活動報告書 別冊資料 I 自己点検・評価報告書